

上尾市自転車駐車場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第11号

上尾市自転車駐車場管理規則の一部を改正する規則

上尾市自転車駐車場管理規則（昭和58年上尾市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第3条第3項中「上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南を利用する場合にあっては」及び「、上尾市原新町自転車駐車場を利用する場合にあっては一時駐車券（第4号様式）の交付又は回数券（第4号様式の2）の購入をもって、それぞれ」を削り、同条第5項を削る。

第4条第1項及び第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「第13条」を「第12条」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

名称	当該期間の初日に当たる日の区分	当該月の使用料の額		
		自転車	原動機付自転車	自動二輪車
上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南	11日から20日までのいずれかの日	1,740円	2,440円	
	21日から月の末日までのいずれかの日	820円	1,150円	
上尾市原新町自転車駐車場	11日から20日までのいずれかの日	1,700円	2,300円	2,300円
	21日から月の末日までのいずれかの日	800円	1,200円	1,200円

第5条第3項中「第13条」を「第12条」に改める。

第6条第1項中「第14条各号」を「第13条各号」に改め、同条第2項

中「第 1 4 条ただし書」を「第 1 3 条ただし書」に改め、同条第 4 項を削る。  
第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

定期駐車申込書

駐車指  
定場所

(宛先)

上尾市長

申込日 年 月 日

区分	1 自転車 2 原動機付自転車(登録番号： ) 3 自動二輪車(登録番号： )				
使用期間	年 月から(1箇月・3箇月・6箇月)				
申込者	住所				
		(電話番号 - - )			
氏名		性別	男・女	目的	通勤・通学・その他

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

第 4 号様式の 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市自転車駐車場管理規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の上尾市自転車駐車場の利用について適用し、同日前の上尾市自転車駐車場の利用については、なお従前の例による。